

<65歳以上で働く人に朗報、毎年12月に年金が増えることに>

FPネットワーク神奈川会員 長谷川 義洋

2022年4月より、厚生年金の「在職定時改定」という制度が開始されました。この制度は、年金をもらいながら厚生年金に加入して働く65歳以上の人が恩恵を受けられる制度です。今までの制度と、この新しい制度の要所を整理しながら、内容と注意点を解説します。

■「保険料」を毎月納めても、「年金」はすぐには増えない

年金の受給権が発生した後、厚生年金を受給しながら、同時に厚生年金に加入して「保険料」を納めると、当然ながら、厚生年金の被保険者期間が増えます。しかし、受給権発生時に決定された年金額に、それ以後の働いた被保険者期間を加えて反映した年金額を受給できるのは、以前は、「退職時改定」または「70歳になったとき」のいずれかの時点まで待たなければなりません。つまり、65歳から70歳になるまでの間に退職して1月が経過したとき、退職月の前月まで（月末退職の場合は退職月まで）の被保険者期間を反映した年金が、（退職時改定）、または、65歳から70歳まで働き続けた場合は、65歳以後の厚生年金の加入実績分が年金額に反映されるのは70歳になってからでした。在職中にいくら毎月保険料を納めていても、その間に受け取る年金額が増えることはありませんでした。

少し難しい表現ですが、この根拠になる法律の条文は「老齢厚生年金の額については、受給権者がその権利を取得した月以後における被保険者であった期間は、その計算の基礎としない」となっていました。（見直し前の厚生年金保険法43条）

■高齢期の就労者に早期に納付実績を年金額に反映させる改正 「在職定時改定」制度

2022年4月からの「在職定時改定」制度は、65歳以後の就労を継続したことの効果を退職を待たずに早期に年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給者の経済基盤の充実を図る目的で見直されることになりました。

具体的には、65歳以上の年金受給者が基準日（毎年9月1日）において在職している場合前年9月から当年8月までの1年分の厚生年金期間を算入した年金額の改定が行われ、10月分の年金（12月支給分）から改定されることになりました。

NPO法人 FPネットワーク神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町7-42 八洲学園横浜ビル7階

セミナー：TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談：TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp

カルチャークラブ

見直しの背景には 2021 年 4 月施行の高年齢者雇用安定法の改正があります。これにより企業に 70 歳までの就業確保措置が努力義務化されました。65 歳以上で働く人にとって経済基盤の充実は重要です。該当者はこれにより生活の安定化が図られ、安心して働けるようになりました。

■在職定時改定で老齢厚生年金はどのくらい増えるのか

標準報酬月額 20 万円で 1 年間就労した場合⇒+13,000 円程度/年になります。(66 歳時) 翌年度はこれに 13,000 円上乗せされますので+26,000 円/年、3 年後は+39,000 円/年、4 年後は+52,000 円/年、改正前と比べて合計 12 万円増えます。70 歳の 5 年後は+65,000 円/年になります。(改正前は 5 年分 65,000 円が 70 歳時に増えました) なお、65 歳到達月の前月までの厚生年金の加入期間が 480 か月未満であれば、480 ヶ月に達するまで、1 年間分で 20,000 円弱が、上の+13,000 円に加えて増えることになります。(経過的加算)

更に、65 歳時点で厚生年金 20 年未満の夫が、基準日において 20 年以上になると、妻が 65 歳未満であれば退職時改定をまたずに、加給年金(令和 5 年度 397,500 円)の加算も行われます。

■在職定時改定の注意点

上記加給年金のケースとは逆に、65 歳到達時に妻の厚生年金期間が 20 年未満のため、妻は振替加算が加算された年金を受給中に、65 歳以降も在職して 20 年以上となった場合、振替加算は、基準日以降の 10 月分から加算されなくなります。

65 歳までの特別支給の老齢厚生年金や 70 歳からの老齢厚生年金には、この在職定時改定の仕組みは適用されません。同じく、65 歳前に繰り上げ受給中の老齢厚生年金に在職定時改定は適用されません。

また 65 歳以降の老齢基礎年金にも在職定時改定の仕組みは適用されません。

給与や年金収入の多い方には、在職定時改定の結果、年金が増えると、今度は在職老齢年金制度でせっかく増えた年金の一部がカットされる可能性があります。なかには、年金がカットされることを受け入れたくない人も少なくありません、あらかじめ、年金がカットされない範囲の給与額での勤務も検討しておく必要があります。

NPO 法人 FP ネットワーク 神奈川

〒220-0021 横浜市西区桜木町 7-42 八洲学園横浜ビル 7 階

セミナー : TEL 045-620-4076 メール seminar@money.kanagawa.jp

相談 : TEL 045-620-4077 メール soudan@money.kanagawa.jp